

刑事拘禁制度改革実現本部ニュース

No.31

松江刑務所・鳥取刑務所 見学記

～受刑者処遇法施行で何が変わったか～

刑事拘禁制度改革実現本部の代表5名と事務局職員1名で、2006年11月13日、松江刑務所と鳥取刑務所を見学した。同年5月24日に、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（以下「受刑者処遇法」という）が施行された後の初めての見学であった。

（刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫）

●● 松江刑務所 ●●



11月13日午前中には、松江市内にある松江刑務所を見学した。市街から比較的近い場所にあり、建設当時は周りには何もなかったようであるが、現在では、周りにも色々な施設などができていた。

松江刑務所は、26歳以上の犯罪傾向の進んでいる男子受刑者を収容している刑事施設である。

松江刑務所の定員は710名であるが、2006年11月1日現在の収容者は733名で、収容率約110%の過剰収容の状態であった。これに対して、刑務所職員は3名の欠員があり、職員に負担がかかっていることがうかがえた。

刑務所内を見学した際にも、既に過剰収容対策のために、新たな建物が増設されたり、拡張工事が行なわれている箇所もあり、施設面での過剰対策に追われている感じが感じられた。

松江刑務所に収容されている受刑者の割合の多い犯罪は、窃盗35%、覚せい剤取締法違反28%、粗暴犯

15%であった。収容者の平均年齢は46歳で、最年長者は75歳であった。

過剰収容の影響もあると思われるが、規律違反による懲罰数は年々増加しており、2005年は635件であり、最も割合が多いのは怠役である。なお、受刑者処遇法施行後は、規律違反があった場合に、その内容を書面で受刑者に通知するようになっている。

受刑者処遇法の施行後、受刑者からの手紙の発信が毎月4通以上認められるようになり、施行前と比較して増加しているとのことであった。面会についても、受刑者処遇法施行後は、親族以外の者との面会が認められるとともに、毎月2回以上の面会が認められるようになったことから、面会数が増加しているとのことであった。

刑務所内の工場見学の際には、最近、不況の影響もあり、刑務作業のための仕事が減っており、新たな仕事の受注に苦労しているという現状について説明があった。2004年11月から、教育的処遇が実施されるようになって、免業日が月2回設けられるようになったことから、作業賞与金の平均額はそれ以後減少しており、2005年の平均は2496円であった。

受刑者処遇法施行後に発足した刑事施設視察委員会については、視察委員会が会議を行なうための会議室に、委員専用の鍵付きロッカーが設けられ、刑務所内に数カ所、視察委員会宛の要望等を入れる鍵付きポストが設置されていた。その鍵は視察委員が管理しており、刑務所側が勝手に開けることができないようになっていた。視察委員による面会も実施されているということであった。

全体として、松江刑務所の見学を通して、受刑者処遇法の施行により、手紙の発信や面会が増加し、視察委員会も順調に活動しており、受刑者の待遇の改善が進んでいるという印象を受けた。

●● 鳥取刑務所 ●●



11月13日午後には、鳥取市内にある鳥取刑務所を見学した。鳥取刑務所は、鳥取市街から少し離れた郊外にあった。

鳥取刑務所も、松江刑務所と同様に、犯罪傾向の進んでいる年齢26歳以上の男子受刑者を収容している刑事施設である。

鳥取刑務所の定員は705名であるが、見学当日の収容者数は751名であり、収容率約106%の過剰収容の状態であった。ここでも、刑務所職員は4名の欠員であるが、2004年から2005年にかけて6名が増員されたということであった。

鳥取刑務所に収容されている受刑者の割合の多い犯罪は、窃盗約38%、覚せい剤取締法違反約26%、詐欺約9%であった。収容者の年齢は40歳台が約31%、

50歳台が25%、60歳台が約26%で、70歳以上が2%いる。

過剰収容の影響もあると思われるが、規律違反による懲罰数は、この施設でも年々増加しているが、2005年は前年より少し減少して542件であった。この施設でも、最も割合が多いのは怠役である。受刑者処遇法施行後は、規律違反があった場合に、その内容を書面で受刑者に通知するようになっているのは松江刑務所と同様であった。

鳥取刑務所の刑務作業は、洋裁が4割、紙細工が4割、木工が1割、炊事・洗濯が1割の割合であり、比較的軽作業が多い点に特徴があった。また、フォークリフトの運転の研修を年2回実施しているとのことであった。

手紙の発信及び面会については、松江刑務所と同様に、受刑者処遇法施行後は回数が増加しているとのことであった。

また、刑務所内に刑事施設視察委員会用の鍵付きポストが設けられており、視察委員会も順調に活動しているとのことであった。

鳥取刑務所でも、2004年4月から、教育的処遇が実施されるようになって、休業日が月2回設けられるようになったことから、それ以降、作業賞与金の平均額が減少しており、2005年の平均は2967円であった。

鳥取刑務所も松江刑務所と同等の受刑者を収容し、収容人数もほぼ同数であることから、刑務所の雰囲気はよく似た印象を受けた。



いずれの刑務所についても、私たちに親切に対応していただき、その対応に感謝しつつ、本年度の刑務所見学を無事に終えることができた。